3　第五条の規定は、法第十条第七項において準用する法第七条第一項の規定により消費者選択支援事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定消費者選択支援事業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第十条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の消費者選択支援設備等）

第十一条　法第十条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　消費者選択支援事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（削る。）

（連携支援計画の認定の申請）

第十二条　法第十一条第一項の規定により連携支援計画の認定を受けようとする者（以下「連携支援事業者」という。）は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　連携支援計画

二　当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　法第十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同項に規定する補助金等交付財産をいう。以下同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

（連携支援計画の変更の認定の申請）

第十三条　法第十二条第一項の規定により連携支援計画の変更の認定を受けようとする認定連携支援事業者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の連携支援計画及び変更前の連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施状況を記載した書類

二　前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

（削る。）

（新設）

（実施状況の報告）

第四条　認定事業者は、認定計画の実施時期の各事業年度における食品等流通合理化事業の実施状況について、当該事業年度終了後九十日以内に、別記様式第三号により、農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

（支援機構の予算の添付書類）

第五条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、法第九条各号に掲げる業務を行う場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。以下「支援機構法」という。）第二十八条第一項の規定により予算を提出するときは、法第九条各号に掲げる業務に係る経理と他の業務に係る経理とを区分して整理した書類を添付しなければならない。